

日英包括的経済連携協定(日英EPA)の 全体像と課題



内田聖子

NPO 法人アジア太平洋資料センター(PARC)共同代表

2020年9月20日

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター(PARC)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11 東洋ビル 3F

TEL.03-5209-3455 FAX.03-5209-3453 E-mail: kokusai@parc-jp.org

<http://www.parc-jp.org/>

1. 日英包括的経済連携協定の経緯

2020年9月11日、日本と英国は、「日英包括的経済連携協定」(The UK-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement、以下「日英 EPA」)の大筋合意を発表した。交渉開始から約3か月半のスピード合意である。協定文の公開は10月となるとされ詳細は不明のままだが、本稿では、現時点で可能な範囲で同協定の全体像と課題についてまとめる。

2020年2月1日、英国の欧州連合(EU)からの離脱(Brexit)が正式に確定した。国民投票など紆余曲折を経た結果、英国は47年間加盟していたEUを離脱することとなった。この時点から、英国は約1年弱の移行期間に入り、その期限である2020年12月31日までに、EUとの経済、外交などをはじめ他国との通商交渉など多くの分野での変更・調整を終える必要が生じた。

日英 EPA も、英国の EU 離脱に伴う「協定の結び直し」である。2019年2月1日、日本とEUの間ではすでに「日 EU 経済連携協定」¹が発効しており、英国にもこの協定が適用されてきた。しかし EU 離脱後に向け、英国は日本と個別の協定を結んでおかなければ、二国間での「無協定」状態となり WTO のルールが適用されることとなる。

英国の EU 離脱が決まった直後の2020年2月8日、第8回日英外相戦略対話²が開催され、日英の二国間で新たな経済的パートナーシップを迅速に構築していくことが改めて確認された。一方、2月以降、世界の多くの国で新型コロナウイルス感染が拡大した。とりわけ英国の感染拡大は深刻で、2020年7月末時点で30万人もの感染者が出ている。EU 離脱の手続きを行いつつながらのコロナ対策は、英国にとってかなりの負担となってきたことは事実だ。しかし前述の通り、日英 EPA は、英国の離脱移行期間が終了する2020年12月31日までに発効しなければならないという絶対的な条件が課せられた協定となった。

なお、日本側の手続としては、新たな貿易協定(=条約)として国会で批准する必要があるため、12月末までに批准するには2020年秋の臨時国会での審議が不可欠となる。

2. 交渉開始までのプロセス—英国では国民から意見聴取、交渉目的文書も公開

2019年9月20日、英国国際貿易省(Department for International Trade)は、EU 離脱の確定後に来るべき日本との貿易協定交渉を見据え、「英国と日本間の自由貿易協定(FTA)に関する意見募集のための情報文書」(原題:Information note for the call for input on a prospective free trade agreement between the United Kingdom and Japan)³を公表した。この文書は、すでに発効している日 EU 経済連携協定の内容をふまえて、今後交渉されるであろう日英自由貿易協定について、英国民からの意見聴取を呼び掛けるものである。文書公表後の2019年9月20日~2019年11月4日までの6週間、意見聴取も実施された。この意見聴取は、英国のビジネスセクターをはじめ全国民に開かれたものである。意見聴取に先立ち、政府はロンドン、北アイルランドのベルファスト、スコットランドのエジンバラにてステークホルダー会合を開催した他、オンラインのウェビナーも実施している。意見提出をしたのは、個人、企業、企業連合、NGO など合わせて124件であった。

¹ 協定の概要、協定文・付属書などは外務省ウェブサイト参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html

² https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008323.html

³ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/832819/Information-pack-UK-Japan-FTA-call-for-input.pdf

2020年5月13日、英国国際貿易省は「日英自由貿易協定：イギリスの戦略的アプローチ」(原題：UK-Japan free trade agreement: the UK's strategic approach)⁴と題する文書を公表した。ここには前述の意見聴取の結果も記載されている。英国に限らず、EU および米国、その他多くの国では、他国との貿易交渉に入る前に交渉の目的や範囲、獲得目標、経済・社会・環境的な影響などを総合的に分析し、国民に公表している。この文書もそれにあたるものであり、96 ページの分量となっている(詳細は後述)。

貿易交渉はどの国でも政府の交渉官による過度な秘密交渉が規定路線とされているが、各国の国会議員はじめ労働組合や NGO など市民社会はこれを長年批判してきた。こうした取り組みの影響もあり、EU では日 EU 経済連携協定の際にも以前と比べれば情報開示が多少前進してきた。交渉前に方針や目的、範囲をまとめた文書を公表することは、国民に対する最低限の政府の義務であると言える。

ところが、日本では英国政府が公表した文書にあたるものは一切公表されておらず、交渉開始前の意見聴取も行われていない。日本政府のウェブサイトでの公表内容は、交渉会合が開催されたことを記載するものにとどまり、本協定の内容や目的、範囲について説明するページは存在してこなかった。大筋合意が発表された2020年9月11日になってようやく、「日英包括的経済連携協定 大筋合意内容」⁵と題された文書が公表されたがわずか2ページのプレゼン資料

である。こうした日本の情報開示・透明性の低さはかねてより大きな問題であり、直ちに改善するべきであることを強調しておきたい。

英国・国際貿易省の文書公表後、2020年6月から実質的な交渉が開始されてきた(表1)。6月9日の交渉立ち上げ以降、週1回のハイペースで首席交渉官会合が開催されてきた。先述の通り、本協定は2020年末までに両国で批准手続を済ませておく必要があることがその大きな理由だが、当初目標とされていた「7月中の妥結」には至らず、最終的に9月の大筋合意となった。

表1 日英 EPA の交渉

2019年9～11月	英国国際貿易省、日英 EPA に関する意見聴取を実施
2020年2月1日	英国の EU 離脱が確定
5月13日	英国国際貿易省、「日英自由貿易協定：イギリスの戦略的アプローチ」公表
6月9日	茂木大臣とトラス大臣が TV 会談
6月10日	第1回首席交渉官会合
6月24日	第2回首席交渉官会合
7月8日	第3回首席交渉官会合
7月15日	第4回首席交渉官会合
7月22日	第5回首席交渉官会合
7月29日	第6回首席交渉官会合
8月3日	第7回首席交渉官会合
8月5日～7日	茂木大臣、英国を訪問し直接協議
9月11日	日英政府による「大筋合意」

出典：外務省ウェブサイト等から筆者作成

3. 交渉の対象となる分野

日英 EPA は、英国の EU 離脱に伴う貿易協定の結び直しという点から、また2020年末までに発効させたいとの両国の要望もあり、当初から日 EU 経済連携協定を基本とすることが確認された(2019年1月、日英首脳共同声明⁶)。

日 EU 経済連携協定は、関税分野だけでなく知的財産、投資、サービス、デジタル貿易などのルール分野も含む包括的な経済連携協定であり(表2)、TPP 協定とほぼ同様の分野がカバーされている。これを踏襲す

⁴ <https://www.gov.uk/government/publications/uks-approach-to-negotiating-a-free-trade-agreement-with-japan/uk-japan-free-trade-agreement-the-uks-strategic-approach#chapter-1-strategic-case>

⁵ 外務省「日英包括的経済連携協定 大筋合意内容」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000436826.pdf>

る日英 EPA は、基本的に日 EU 経済連携協定と同様の章立てとなる。英国側の資料によれば、交渉は 23 章と付属書から成り、6つの作業部会が設けられ TV 会議で交渉がなされてきた。

表2 日 EU 経済連携協定の章立て

第1章 一般規定	第9章 資本移動・支払い・移転	第17章 透明性
第2章 物品貿易	第10章 政府調達	第18章 規制協力
第3章 原産地規則	第11章 反トラスト及び企業統合	第19章 農業協力
第4章 税関・貿易円滑化	第12章 補助金	第20章 中小企業
第5章 貿易救済	第13章 国有企業及び指定独占企業	第21章 紛争解決
第6章 衛生植物検疫 (SPS)	第14章 知的財産 (GI 含む)	第22章 制度的事項
第7章 貿易の技術的障害 (TBT)	第15章 コーポレート・ガバナンス	第23章 最終規定
第8章 サービス貿易、投資の自由化、電子商取引	第16章 貿易と持続可能な開発	

出典：外務省資料より筆者作成

4. 日英の貿易関係の概要

ここで日本と英国の貿易の全体像をつかんでおこう。日本にとって英国は、輸入が全体量のうち約1%、輸出は約2%と、中国・米国などの主要貿易国と比較すればかなり少ない(図1・2)。同様に英国にとっても、主要貿易相手国の EU と比較すればその割合は低いものとなっている。日本と英国との二国間貿易の品目および金額は表3の通りである。

図1 日本の貿易相手国と割合(輸入)

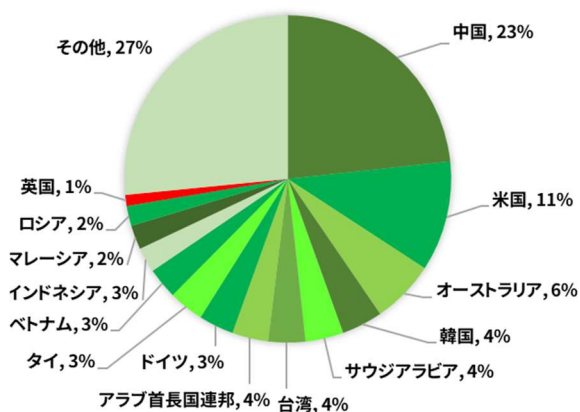
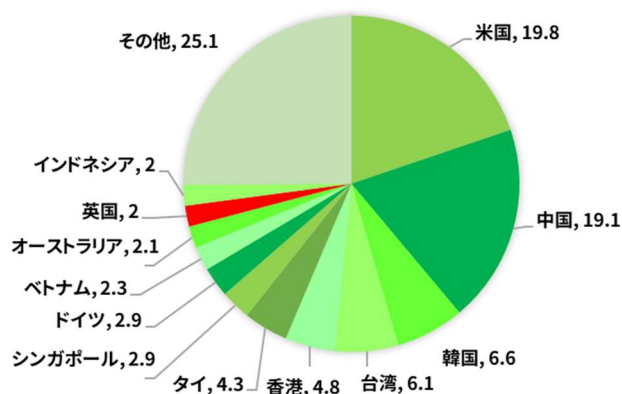


図2 日本の貿易相手国と割合(輸出)



※いずれも 2019 年、数字は% 出典：財務省「貿易統計」から筆者作成

表3 日本と英国の貿易品目(2019年)

日本から英国への輸出			英国から日本への輸出		
品目	金額(百万円)	%	品目	金額(百万円)	%
機械類	478,594	31.6	機械類	273,944	30.9
自動車	318,457	21.0	医薬品	160,230	18.1
金(非貨幣用)	188,646	12.5	自動車	147,908	16.7
自動車部品	54,689	3.6	ウイスキー	34,931	3.9
鉄道用車両	37,966	2.5	科学光学機器	32,757	3.7
医薬品	28,836	1.9	有機化合物	13,694	1.5
写真・映画用材料	26,066	1.7	衣類	10,283	1.2
その他	379,947	25.2	その他	213,827	24.0
合計	1,513,201	100	合計	887,574	100

出典: 財務省「貿易統計」より筆者作成

4. 英国・日本の獲得目標

1. 日 EU 経済連携協定を上回る内容を期待—デジタル、サービス分野にて

2020年6月8日、英国・国際貿易大臣のリズ・トラス氏は、日本との自由貿易協定の交渉開始に関する記者会見を行った。その際のプレスリリース⁷では英国は日 EU 経済連携協定を基礎にしつつ、さらに追加的な内容を日本に求めていくことが言及されている(傍線筆者)。

“英国および日本政府は、本日(6月9日)、日英自由貿易協定の交渉を開始する。この協定は、既存の日 EU 経済連携協定を基礎とする。デジタル貿易などの分野における追加的な利益を確保し、また英国の590万人の中小企業への支援を提供することによって、既存の協定を上回るものとなる。このことによって、英国と日本はデジタル技術や電子商取引の分野で新たな基準を設定することが可能となり、我々のグローバルな技術大国としての地位を確立することに役立つ。(後略)”

また、交渉開始の発表会見にて、リズ・トラス国際貿易大臣も同様の主旨を述べている⁸(傍線筆者)。

「本日は、日英の長年の友好関係において歴史的な瞬間を迎えました。貿易交渉を開始するにあたり、我々は、デジタル貿易やサービスなどの分野で野心的な基準を設定し、EUと日本がすでに合意した協定を上回る包括的な自由貿易協定を締結することを目指しています。日本との貿易協定はまた、英国の「包括的かつ進歩的な環太平洋パートナーシップへ(CPTPP)」への加盟を促進し、アジア太平洋地域全体への英国企業の市場アクセスを改善することになるでしょう。」

これらから、英国はデジタル貿易とサービス分野にて、日 EU 経済連携協定を上回る内容を日英 EPA に期待していることが読み取れる。デジタル貿易以外に特に強調されている分野は、金融サービスや繊維産業の

⁷ <https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-start-trade-negotiations>

⁸ 前掲と同じ

利益の確保である。また英国は以前より TPP 協定への参加を検討しており、2018 年 7 月に CPTPP への参加について、国民や産業界からの意見聴取も行ってきた⁹。こうした流れからも、英国は日英 EPA を TPP 参加へのステップとして明確に位置づけている。ちなみに EU 離脱に伴い、英国は米国とも二国間貿易協定の交渉を始めている他、ニュージーランドやオーストラリアなど主要な貿易相手国との交渉も準備しているところである。

2. 英国政府の分析と要望

交渉開始前の 5 月に公表された、英国側の交渉目的がまとめられた「日英自由貿易協定：英国の戦略的アプローチ」(以下、「戦略的アプローチ」)をさらに詳しく見てみよう。

先述の通り、英国は日英 EPA を、TPP 参加へのステップとして位置づけている。つまり EU 離脱後のアジア太平洋地域における戦略として、将来的に TPP に加盟することが予め想定されている¹⁰。米国も離脱し、中国も含まない TPP は英国にとって重要な役割を果たす。日英 EPA の大筋合意とほぼ同じタイミングで、英国は TPP 加盟国 11 カ国との間で、参加に関する協議を行っている。

また英国は、新型コロナウイルスがもたらしている未曾有の経済的課題を克服するためには、貿易の拡大が不可欠だとし、EU 離脱後 5 年間で貿易の 80%をカバーするための貿易協定の締結を目標に設定する。

「それ(貿易の拡大)は、私たちに国内での安全保障と海外での機会を与えることができる。これが、我々が新たな独立した貿易国として、自由貿易を支持し、保護主義と闘い、あらゆる機会に障壁を取り除くために声を上げる理由である。政府の野心は、今後 3 年以内に英国の貿易の 80%をカバーする国々との自由貿易協定(FTA)を確保し、真のグローバル・ブリテンになることである」(「戦略的アプローチ」より引用)

⁹ <https://www.gov.uk/government/consultations/trade-with-the-comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-cptpp>

¹⁰ TPP 協定は 2018 年に世界の GDP の 13%以上を占めているが英国が加盟すれば 16%以上に増加する。

❖英国政府による影響試算

2020年5月13日、英国国際貿易省は「日英自由貿易協定：イギリスの戦略的アプローチ」（原題：UK-Japan free trade agreement: the UK's strategic approach）と題する文書を公表した。ここでは交渉の目的に加え、協定が英国にもたらす影響試算を行った。その際、新型コロナウイルスの感染拡大の状況など先行きが見通せないことを前提に、「英国と日本の貿易についての長期的な見通し」として試算を行ったとされている。また今後、協定の内容が公表され、発効・実施がなされる前に、英国政府は改めて完全な影響評価を公表するとしている。

日英貿易協定の影響試算（英国）	
GDP	+0.07%（1.5億ポンド）
英国から日本への輸出	+21.32%
日本から英国への輸出	+79.67%
英国の総輸入	+0.58%
賃金上昇	+0.09%（8000万ポンド）



英国国際貿易省「日英自由貿易協定：イギリスの戦略的アプローチ」

2018年の英国の日本からの輸入額は152億ポンド（英国の総輸入額の2.3%）であった。日英貿易協定によって、英国のGDPは長期的に約0.07%増加（2018年比でGDPが15億ポンド増加）する。この増加は、日英貿易協定を結んでいない場合と比較して、協定を通じて日本との障壁が減少したことによる基礎的な変化を反映している。

また英国の物品・サービスの日本における競争力が相対的に高まり、その結果、英国の対日輸出は21.3%増加すると予想される。企業は、輸入・輸出の両方にかかる貿易コストの削減により貿易を拡大することができ、生産性が向上する。これは英国企業の国際競争力の向上にもつながる可能性があり、協定外の他国への輸出も増加すると推定される。さらに、より安価な消費財が手に入るようになることで、英国の消費者も恩恵を受ける。日本からの輸入は、長期的に79.7%増加する。

日本からの輸入は、特に「化学品、ゴム・プラスチック製品」、「素材」、「自動車・部品」、「機械」、「輸送機器」など、日本に競争力のある分野での物品の関税引き下げにより大幅に増加する可能性がある。日英貿易協定による、英国の輸入全体への影響は体への影響はプラス0.6%となる。さらに、日英自由貿易協定の結果、英国の平均実質賃金の長期的な水準が約0.09%（8億ポンド）上昇すると試算している。

英国政府の資料や報道等から読み取れる、個別分野での英国の主要な要望・方針は以下の通りである。

- 英国産のブルーチーズ「スティルトン」等の関税について、日EU経済連携協定で決められた削減率・撤廃時期を超える内容を獲得
- 英国産の豚肉（ベーコン）の関税について、日EU経済連携協定で決められた削減率・撤廃時期を超える内容を獲得
- 知的所有権での地理的表示（GI）の保護・適用範囲の拡大：スコッチや神戸ビーフなどの著名な国

産品について、日EU経済連携協定での合意¹¹と同等もしくはより幅広い保護措置をめざす

- 高級皮革製品：関税・非関税障壁の撤廃によって、日EU経済連携協定で決められた内容以上の利益を獲得
- 繊維製品：関税・非関税障壁の撤廃によって、日EU経済連携協定で決められた内容以上の利益を獲得
- デジタル貿易：日英間のデータの自由な移転など、野心的なデジタル規定により、ブロックチェーン、自動走行車など重要な新興技術の開発を支援し、イノベーションをリードする。
- 専門サービス：英国は2018年に15億ポンドのビジネスサービスを日本に輸出しており、その中には会計、エンジニアリング、法律サービスなど英国の主要分野が含まれる。日英EPAにより、専門家の移動がより容易になり、会計・法律専門職などの専門資格の認定を支援できる。
- 金融サービス：英国は日本に 41.1 億ポンドの金融サービスを輸出しているが、国境を越えた貿易・投資への障壁の軽減や、金融規制に関する両国間の協力によって恩恵を受けることができる。英国政府は、規制協力に加え、パブリック・コンサルテーション、規制の影響評価、遡及的レビューの活用などによる英国の企業や投資家のための市場アクセスを向上させるための規制上の障害の削減を求めている。
- 中小企業：税関や貿易円滑化、サービス部門、ビジネスモビリティからテレコミュニケーション、デジタル貿易、知的財産権に至るまで、すべての分野で中小企業に優しい規定を求め、すでに日本に商品を輸出している英国各地の8,000社の中小企業に利益をもたらす貿易障壁を取り除いていく。
- 英国の国民保健サービス(NHS)については、NHSが調達する医薬品の購入価格や提供するサービスの開放などを含め、日英EPAのいかなる分野からも除外する(英国政府は、これ以外のすべての貿易協定においてNHSを対象としない方針を明確にしている)。さらに、環境・動物保護、食品安全基準について妥協しないこと、両国が気候変動対策へのコミットメントを確実にする。

英国の要望は多岐にわたるが、期限が決まった協定の交渉の中で、英国が多くの要望を強く日本に突きつけられれば、交渉は難航し時間がかかってしまう。したがってこれら目標のすべてが獲得できた可能性は低く、英国が実際に交渉のテーブルに乗せたかどうかも定かではない。

日本の要望

先述の通り、日本政府は日英 EPA の内容や獲得目標について、詳細な説明や情報開示をしていない。そのため、日本政府の方針は、時々閣僚や交渉官の発言やその報道によって推測することしかできない。以下がそれらから読み取れる日本の方針と獲得目標である。

¹¹ 日 EU 経済連携協定にて、地理的表示(GI)が適用された英国の品目は、①ホワイト・スティルトンチーズ/ブルー・スティルトンチーズ、②スコティッシュファームド・サーモン、③アイリッシュ・クリーム、④アイリッシュ・ウイスキー、⑤スコッチ・ウイスキー、⑥ウェスト・カントリー・ファームハウス・チェダーチーズの6つ。

- 自動車: 日EU経済連携協定での内容を基礎に、英国への輸出関税について、自動車や自動車部品を中心にできる限りの関税撤廃期間の前倒しをめざす(2020年6月9日、梶山経済産業大臣定例記者会見¹²⁾。
- デジタル貿易: 日EU経済連携協定より高い水準の規定の導入をめざす(同上)。
- 農産物については、日EU経済連携協定以上の譲歩は行わない。

5. 大筋合意の結果と論点

大筋合意の結果はどのようなものになったのだろうか。詳細は協定文が公開されてから改めて分析する必要があるが、全体としては、2020年末までに発効するという縛りの中で、当初の野心的な目標(特に英国側)には至らず、ほとんどが日EU経済連携協定を再現した協定にとどまったと言っていいだろう。以下が各分野の内容である。

【1】工業製品

工業製品では、日英ともに品目数、貿易額で100%の関税撤廃を約束した。発効時から日EU経済連携協定と同じ削減率を適用し、撤廃期間も日EU協定に合わせる「キャッチアップ」を適用。例えば、英国に乗用車を輸出する場合、関税は日EU協定と同様に2026年2月に撤廃。日EU協定で関税を即時撤廃した品目は即時撤廃する。

対英輸出では、鉄道用車両・同部分品(日EU:13年目撤廃)、ターボジェット・同部品(4年目撤廃)、電気制御盤(6年目撤廃)で即時撤廃となった。鉄道用車両・同部分品とターボジェット・同部品は、移行期間終了後適用の英国独自の関税率「UKグローバルタリフ」でも0%だが、将来これを変更しても、EPAで無税を担保。UKグローバルタリフで2%となる電気制御盤は、日EUでは2年目が1.4%、3年目でも1.1%で、日英EPAでは関税の即時撤廃を約束した。

【2】農林水産品

農産物については、日EU経済連携協定で合意した内容を超えるものになるかどうか、日本側の大きな関心事となっていた。日EU経済連携協定では、チーズなど25品目に輸入枠を設置。このうち、英国から輸入がある品目は、ソフトチーズ(ブルーチーズ等を含む)や麦芽などである。英国から日本へのブルーチーズの輸入量は約27トンで、輸入量全体の2%に過ぎないものの、TPPや日EU経済連携協定、日米貿易協定など相次ぐメガ協定の発効によって、日本の農業は安い海外輸入品との競争に苦心している。そこにわずかな量とはいえ英国産の農産物へさらに市場開放することは、農家の抵抗も大きく、政権与党としても受け入れがたい¹³。一方、英国は、仏産ロックフォール、イタリア産ゴルゴンゾーラと並ぶ三大ブルーチーズの一つである英国産のスティルトンを、EU離脱後の成果の象徴として最後までこだわった。日EU経済連携協定で設け

¹² <https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2020/202001.html>

¹³ 訪英直後の2020年8月11日、茂木大臣は自民党「TPP・日EU・日米TAG等経済協定対策本部」(本部長=森山裕国対委員長)にて交渉の報告を行った。党幹部ら議員からは農産物について、日EU経済連携協定で約束した範囲を超えないよう改めて念押しする声が相次いだ。「自民 経済協定で会合 日英交渉で念押し 農産物は「日欧範囲内」」(日本農業新聞 2020年8月12日)
<https://www.agrnews.co.jp/p51612.html>

たチーズの輸入枠が日本で消化しきれていないことに着目し、余剰分を英国に回すことなどを求め続けたとされる¹⁴。

大筋合意では、農産物の関税は協定発効と同時に日英双方が日 EU 経済連携協定と同じ税率を適用することとなった。新たな英国枠は設けず、ソフト系チーズや一部の調製品に限り、日 EU で設定された関税割当に未利用分が生じればその範囲内で、事後的に英国産品に対して日 EU の関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設けられた。要するに、日 EU での輸入枠が余った分に限り、英国産に低関税率を適用するというものだ。焦点化した英国産スティルトンの扱いについてはこのしくみをもって決着した。ただし、条文上、「必要に応じて本仕組みの運用改善について、日英間で協議を行う」ことが盛り込まれたため将来的に見直される可能性に留意すべきである。

セーフガードについても、日 EU 経済連携協定と同内容の措置となった（ただし英国と EU からの合計輸入数量が、日 EU 経済連携協定と同じ発動基準数量に達した場合、英国に対して発動）。これらの結果から、日英 EPA は日 EU 経済連携協定を超えるものではないと言える。しかし、農産品については「協定発効5年後の再協議規定あり」とされており¹⁵、将来的に例えば輸入枠の設定変更について再び交渉される可能性はある。

地理的表示 (GI) では、日 EU 経済連携協定にて英国は、①ホワイト・スティルトンチーズ/ブルー・スティルトンチーズ、②スコティッシュファームド・サーモン、③アイリッシュ・クリーム、④アイリッシュ・ウイスキー、⑤スコッチ・ウイスキー、⑥ウェスト・カントリー・ファームハウス・チェダーチーズの6品目を適用することとなった。日英 EPA では引き続きこの6品目が GI の適用となったが、大筋合意後の英国政府の資料によれば、将来の見通しとして、「新協定の下では GI が 70 以上に拡大し、英国のスパークリングワイン、ヨークシャー・ウェンズリーデール、ウェールズのラム肉などの商品を対象とする可能性がある」とされている。

【3】原産地規則

EU 原産材料・生産を日英 EPA 上の原産材料・生産とみなすこととなった。これは、EU 産の原材料に多くを依存する英国事業者への配慮と言える措置で、英国側は引き続き対日輸出で EPA の優遇税率の利用が可能になる。なお、工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則が日 EU 経済連携協定よりも緩和されている。

【4】金融サービス

英国政府発表によると、英国から日本への金融サービスの輸出は重要であり、日英 EPA にて英国企業の日本市場のアクセスが改善される（営業許可を求める英国企業への透明性の向上、申請手続の合理化等）とされる¹⁶。また、協定では規制上の摩擦を軽減するため、英国の財務省、金融規制当局と、日本の金融庁との間で年次対話が設置されるとも記述される。しかしながら、EU 経済連携協定にも「規制の協力」の章があり、上記と同程度の内容は盛り込まれている。日英 EPA がこれを越える水準の内容となっているかは、条文

¹⁴ 日 EU 経済連携協定では、ブルーチーズを含むソフト系チーズに最大3万 1000トンの輸入枠を設定した。枠内の関税は段階的に引き下げ16年目には撤廃する。2019年度の輸入枠は、英国分を含む上限2万 600トン。これに対し、消化率は58%だった。

¹⁵ 農林水産省「日英包括的経済連携協定（日英EPA）農林水産品に関する大筋合意の概要」

¹⁶ Press release “UK and Japan agree historic free trade agreement” <https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement>

を比較してみる必要があるが、27カ国を代表するEUとの協議よりも、日英2国間での協議の方がより迅速かつ具体的に国益にかなった対話が可能になることは事実だ。英国側は「これは英国がEUに加盟していれば実現しなかった成果だ」と、金融サービス分野での大筋合意内容を高く評価している。

【5】デジタル貿易(電子商取引)

日英両政府が「日EU経済連携協定を大きく上回る合意内容」とアピールする分野がデジタル貿易である。デジタル貿易(電子商取引)分野は、WTO上にはルールがなく、TPPや日EU経済連携協定、日米デジタル貿易協定など個別のFTA/EPAにおいてルール化が先行している。日英ともにデジタル貿易についての基本姿勢は一致しており、農産物の交渉とは対照的に、互いの利害が対立することなく日EU経済連携協定を上回るルールが盛り込まれたと言えよう。

デジタル貿易について、「ハイスタダード」とされる内容を持つ協定はこれまでTPP協定であったが、これをさらに超える形で妥結したのが、USMCAおよび日米デジタル貿易協定である。日英EPAでは、「データ移転の自由」「ソース・コードやアルゴリズムなどの開示要求の禁止」「サーバー等施設の現地設置要求の禁止」など、主に中国の措置に対抗するような内容が盛り込まれ¹⁷、USMCA及び日米デジタル貿易協定に近い形となった。なお、これら規定は、いずれの当事者国にとっても、中国の封じ込めを意識して導入されていることは広く知られている。

日本は、すでに日米デジタル貿易協定にて今回の日英EPAと同水準の規定を合意しており、合意も困難ではなかった。だが、国際的に見ればEUはじめ新興国・途上国には、「データ主権」等の理念に立ち、これらの規定を「プラットフォーム企業・ビッグテックを利する」として、慎重な国も多くある。英国はEUや米国と貿易協定の交渉中であり、また今後は豪州やカナダなども協定を交渉開始する予定だ。こうした国々の政府や市民社会は、日英EPAのデジタル貿易の内容は「英国の基本的な立ち位置」を理解する機会として注視している¹⁸。

¹⁷ 詳細は拙稿「日米デジタル貿易協定—TPPを超える米国型ルールが導入」参照。

http://www.parc-jp.org/teigen/2019/USJTA/USJTA_digital_report.pdf

¹⁸ オーストラリアの市民社会組織のネットワークであるAFTINET (Australian Fair Trade & Investment Network)は、日英EPAの大筋合意について、「日英両国が合意したデジタル貿易の規制緩和は、英豪貿易交渉で重要な問題となるのは確実だ。この政策は、オーストラリアの消費者・競争委員会によるデータの規制強化の勧告とは正反対であるが、最近の豪州とシンガポール間のデジタル経済協定には合致している」と報告している。

表4 TPP/日 EU 経済連携協定/USMCA/日米貿易協定のデジタル貿易ルールと日英 EPA

	TPP協定 第 14 章(電子商取引)	日 EU 経済連携協定 第 8 章 F 節(電子商取引)	USMCA 第 19 章(デジタル貿易)	日米デジタル貿易協定	日英 EPA
関税不賦課	・締約国は、電子的な送信(電子的に送信されるコンテンツを含む。)に関税を課してはならない。(第 14.3 条)	・締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならない。(第 8.72 条)	・締約国は、電子的に送信されたデジタル・プロダクトの輸出入に関税、手数料その他の課徴金を課してはならない。(第 19.3 条)	・いずれの締約国も、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。	?
無差別待遇	・締約国は、①他の締約国の領域において創作、生産、出版、契約、委託等されたデジタル・プロダクト又は②著作者、実演家、制作者、開発者、所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。(第 14.4 条)	規定なし	TPP と同様(第 19.4 条)	・一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。	?
国境を越える情報の電子的移転	・締約国は、情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができる。 ・締約国は、対象者の事業のために行われる場合には、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転を許可する。 ・締約国が公共政策の正当な目的を達成するために上記規定に適合しない措置を採用することを妨げない。(第 14.11 条)	・締約国は、この協定の効力発生の日から 3 年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する。(第 8.81 条)	・締約国は、対象者の事業のために行われる場合には、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転を禁止し又は制限してはならない。 ・締約国が公共政策の正当な目的を達成するために上記規定に適合しない措置を採用することを妨げない。(第 19.11 条)	・いずれの締約国も、対象者の事業のために行われる場合には、公共政策の正当な目的のための措置を除いて、情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止又は制限してはならない。	○
コンピュータ関連設備の現地化要求の禁止	・締約国は、コンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件を課することができる。 ・締約国は、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用・設置することを要求してはならない。 ・締約国が公共政策の正当な目的を達成するために上記規定に適合しない措置を採用することを妨げない。(第 14.13 条)	規定なし	・締約国は、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用・設置することを要求してはならない。(第 19.12 条)	・いずれの締約国も、自国の領域で事業を行うための条件として、対象者に対し、自国内でのコンピュータ関連設備の利用・設置を要求してはならない。金融サービスについては、金融当局による規制や監督のためのアクセスが認められる限りにおいて同様。	○
ソース・コードの開示要求の禁止	・他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国領域における利用等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスを要求してはならない。(第 14.17 条)	・いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができない。(第 8.73 条)	・他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国領域における利用等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コード及び当該ソフトウェアにおいて表現されたアルゴリズムの移転又はアクセスを要求してはならない。(第 19.16 条)	・一方の締約国は、自国における輸入・販売等の条件として、ソフトウェアのソース・コードやアルゴリズムの移転等を要求してはならない。但し、規制機関や司法当局の措置については、例外がある。	○

双方向コンピュータ・サービス提供者の免責	規定なし	規定なし	・双方向コンピュータ・サービスによって送信等がなされた情報に関連する損害についての責任を認定する際に、当該双方向コンピュータ・サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ提供者として扱ってはならない。(第19.17条)	・SNS等の双方向コンピュータサービスについて、情報流通等に関連する損害の責任を決定するにあたって、提供者等を情報の発信主体として取り扱う措置を採用し、または維持してはならないこと等を規定する。	?
			※物品の市場アクセス分野において、暗号法を含んだ商品の輸入制限を禁止する規定あり	・いずれの締約国も、暗号法を使用する情報通信技術製品の販売や輸入の条件として、製造者に対して、暗号法に関する情報の移転等を要求してはならない。	○

出典：各協定文より筆者作成

※「？」は大筋合意の段階では不明であり、条文が公開された後に確認する必要がある。

【6】その他

英国政府の発表によれば、以下の条項が日 EU 経済連携協定を上回る規定として盛り込まれたとされている。これらは日本政府の発表には記載されていないものもあり、条文が公開された後に改めて検証が必要である。

- ビジネス目的での人の移動： ビザ取得や、配偶者・扶養家族の滞在期限などの要件について、日 EU 経済連携協定を上回る柔軟性を確保
- 知的財産権の保護： 映画や音楽などのコンテンツの海賊版など、知的財産権のオンライン侵害に取り組む規定について、EU を超える水準を確保

投資章に「投資家対国家紛争解決(ISDS)」条項は入らない見込み

TPP 協定の交渉時から、国際市民社会や途上国・新興国政府の側からは、貿易協定の投資章に含まれる投資家対国家紛争解決(ISDS)に対する激しい批判が起こってきた。投資先の政府による収用や規制強化などによって、将来利益が逸失すると企業が見なした場合、国際仲裁に訴えることのできるこのしくみは、非民主的であり透明性にも欠け、さらに費用面で提訴された国に多大な負担を強いてきた。こうした実態を受け、ISDSを含む投資協定を破棄したり、新たに交渉する貿易・投資協定の投資章に ISDS を入れることに反対する国々も多く出てきている。EU は ISDS に代わる国際投資裁判所(ICS)を提案している他、米国トランプ政権も ISDS には否定的で、USMCA では ISDS 条項はあるものの実質的に除外された形となった。ところが、日本政府はこの潮流に反し、旧来の ISDS を「投資する日本企業にとって有益なツール」とし、日本が交渉する貿易・投資協定には基本的に ISDS を入れるよう提起している。

日英 EPA 交渉の際、英国が ISDS についてどのような方針を取るのか注目された。英国政府は ISDS に関しての方針を明確にはしていないが、ISDS を協定に含むとなれば国内での議論となる可能性は高い。実際、日 EU 経済連携協定では ISDS に関しては除外されている。こうした背景からも、日英 EPA の投資章に ISDS が盛り込まれる可能性は極めて低い。ただし、日 EU では投資紛争解決のメカニズムについては継続的な協議が行われており、EU が提案する ICS が議論となる可能性もある。日英協定についても、妥結後にその内容が追加的に交渉される可能性はゼロではない。日本側が明確に ISDS をすべての協定にも導入したいと

考えている限り、英国側の対応によって将来的に ISDS が入れられる可能性は否定できない¹⁹。特に、先述の通り英国は日英 EPA を TPP 参加へのステップの一つとして見ている。TPP の投資章には ISDS が含まれており(一部の規定は米国が復帰するまで「凍結」)、もし英国が TPP に参加することになれば、英国は ISDS を受け容れる必要がある。その場合、日本と英国との間でも ISDS を用いた投資紛争解決が可能となる。

ISDS が世界の貿易・投資協定に導入された 1987~2019 年までの間に、世界の提訴件数は 1023 件にのぼっている。最も多くの提訴を行った企業は、米国企業(183 件)、オランダ企業(111 件)であるが英国企業はそれに次ぐ 86 件で第 3 位である。86 件のうち、英国企業が提訴した国の多くは途上国・新興国であるが、中にはスペイン、イタリア、ロシア等先進国もある。

終わりに

日英 EPA を短く評すれば、「EU 離脱する英国が、『主権を行使できる立場になった』ことを国内外にアピールするための第一ステップ」だろう。英国が自国ブランドであるスティルトン・チーズの輸入枠に最後のこだわったのも、経済的利益よりも「政治的自立」を訴えることが意識されていたと考えられる。日英両国にとって、日英 EPA の経済効果は大きいとは言い難いが、英国は当初より、日英 EPA の成果と TPP 協定への参加を強調しており、中には誇張しすぎる表現も散見された。こうした政府の発信に対し、英国内からは「日英 EPA での経済効果は微々たるもので政府は影響試算を過剰に見せようとしている」「日本との協定よりも EU 離脱協定の方が大問題だ」などの冷ややかな論評も見られた。事実、英国にとっては日本との貿易量を遥かに凌ぐ EU との離脱協定交渉の重要性の方が大きく、2020 年 9 月時点でこの交渉は大きく停滞し、先行きが見通せない。また、米国との二国間貿易協定の交渉も英国の懸案事項の一つだ。英国の政治・経済が混迷する中で、すでに存在していた日 EU 経済連携協定をほぼコピーして実現できる日英 EPA は、英国にとって唯一の活路であったと言えるかもしれない。

一方、グローバルな貿易体制の観点から考えればどうか。

WTO の行き詰まりや二国間・地域貿易協定の難航など世界の貿易レジームはすでに大きな矛盾と限界に直面している。米国・トランプ大統領が TPP から離脱し、二国間貿易協定を指向するようになってその傾向はますます顕著となった。アジア太平洋地域をカバーする RCEP からのインドの離脱もほぼ確定的となった。

さらに、2020 年に入り、新型コロナウイルスが世界に拡大する中で、世界中にサプライチェーンを張り巡らせるハイパーグローバル化の脆弱さが露呈した。加えて、米国と中国のハイテク戦争も加速している。こうした中、多くの国が、サプライチェーンの国内回帰や戦略的物資の国産化、投資の規制強化などを次々と打ち出している。これを「保護主義化」と評することは簡単だが、各国が目指す方向は単なる保護主義化だけでなく、既存の貿易のあり方を根底から見直し、コロナ禍を乗り越えて新たな国際協調・多国間貿易交渉の枠組みを模索する議論も各所で見受けられる。すなわち、気候危機や貧困・格差に対応しつつ、労働者の権利や地域主権を確保するような貿易のルール化であり、経済活動を民主主義がコントロールする「グリーン・リカバリー」や「BBB(ビルド・バック・ベター)」などの潮流である。米国や欧州では、経済学者や専門家、市民社会組織がこれらをより具体的な政策論として提起し、ポジティブで建設的な議論を進めようとしている。この流れは必然であり、今後の貿易政策にも大きな影響を与えていくだろう。

¹⁹ 英国のシンクタンク Norton Rose Fulbright によれば、投資家保護のための規定を日英自由貿易協定に含めることは、主に英国に投資をしている日本企業にとっての利益になることを指摘している。

<https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/c7b7d997/uk-japan-trade-negotiations>

こうした中、あくまでこれまで通りの「自由貿易を求める」と謳う日英 EPA は、英国の EU 離脱に伴って必要な協定の結び直しとは言え、時代遅れのものであると言わざるを得ない。今後、世界の貿易・投資環境が激変していく中であっては、これまで通りの自由貿易協定では対応できない事態も起こってくるだろう。

今後、協定が妥結された後には協定文が公開され、国会批准へと進んでいくが、その際、個別の条項の分析や既存協定との比較検討は必須の作業である。加えて、日英 EPA のような自由貿易のフォーマットそのものが、これからの世界の貿易体制にとって適しているものかどうかを厳しく検討し、前述のような大きな枠組みについての議論の中に、私たち市民社会からも対案を提示していく必要がある。